

木更津市霊園合葬式墓地【随時申込案内】

【合葬式墓地とは】

- ◎平成27年4月1日に供用を開始した木更津市霊園合葬式墓地は、ひとつの施設に共同で焼骨を埋蔵する永代供養墓です。
- ◎近年、少子高齢化や核家族化に伴い墓地の承継や管理が困難となる方が増加しています。墓地使用者が承継をし、永代使用することを前提とした一般墓地に対して、合葬式墓地は承継を伴わず、管理手数料もかからないため、近年のニーズに対応した墓地です。また、承継者のいない方のほか経済的に不安のある方も利用しやすい墓地です。
- ◎納骨室には1体用と2体用の納骨壇があります。使用許可後20年間は納骨壇に焼骨を埋蔵し、その後地下の合葬室に移され他の焼骨と共に永年埋蔵されます。



合葬式墓地（全景）



礼拝所



納骨室（埋蔵時のみ入室できます。）



記名板

随時申込の要件等について

【随時申込の要件について】

◎以下の全ての条件に該当する方は随時申込を受け付けしています。

- (1) 申込者が以下のどちらかに該当する方
 - 1) 本市に引き続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で焼骨を所持している者
 - 2) 生前に本市に2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていた者の焼骨を所持している者
 - 3) 一般墓地の使用権承継を承継した者で一般墓地を返還し、かつ、焼骨を所持している者
- (2) 永代供養の墓地を有していない方
- (3) 埋蔵されていない焼骨及び死体（胎）火葬許可証がお手元にあり、その焼骨のみの埋蔵を目的とする方
※（1）の3)の方のみ墓地に埋蔵されていた焼骨の埋蔵目的も可。
- (4) 申込者とその焼骨との関係が以下に当てはまる方
 - 1) 配偶者
 - 2) 3親等以内の血族（養父、養母又は養子を含む）
 - 3) 2親等以内の姻族 ※血族や姻族についての解説は4ページをご覧ください。

【使用料について】

納骨壇	記名板あり	記名板なし
1体用	90,000円	80,000円
2体用	180,000円	160,000円

- (1) 埋蔵される焼骨分の使用料がかかります。
- (2) 記名板に掲示するステンレスプレートの刻字費用は、別途がかかります。
- (3) 生活保護法による生活扶助を受給されている方は、使用料の10%の減額申請ができます。使用許可申請時に、合葬式墓地使用料減額申請書と生活扶助の受給を証明する書類を提出してください。
- (4) 一般墓地の返還に伴う焼骨の埋蔵については、納骨壇を使用せず、合葬室（地下）に直接埋蔵することができます。使用料等の詳細は別途お問合せください。

【埋蔵について】

- (1) 埋蔵できる焼骨の容器（骨壺）の条件
 - 1) 大きさ：幅×奥行×高さが、22cm×22cm×27cm以下のもの
 - 2) 材質：陶磁器等焼骨の埋蔵に適したもの
 - 3) 外装：施していないこと
 - 4) ひび等の破損や汚損がある骨壺は納骨壇に埋蔵できません。新しい骨壺に変更してください。
- (2) 骨壺には、油性マジック等で消えないように焼骨の方のお名前を記入してください。
- (3) 焼骨は、納骨壇に埋蔵している間は、納骨壇を返還することにより返還が可能です。が、使用許可後20年を過ぎ、合葬室に埋蔵された焼骨は返還できません。

【申請方法について】

◎以下の申請事項を決めてください。※使用許可後に変更はできません。

- (1) 埋蔵予定者（焼骨）
- (2) 納骨壇の種類（1 体用または 2 体用）※1 体用、2 体用共に焼骨のみ。
- (3) 記名板使用の有無

◎申込に必要な書類

- (1) 本市に引き続き 2 年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で焼骨を所持している者が申込者の場合
 - 1) 合葬式墓地使用許可申請書
 - 2) 添付書類
 - ①申込者の住民票
 - ②埋蔵されることとなる焼骨に係る火葬許可証の写し
 - ③申込者と焼骨の関係を証する書類（戸籍謄本等）
- (2) 生前に本市に 2 年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていた者の焼骨を所持している者が申込者の場合
 - 1) 合葬式墓地使用許可申請書
 - 2) 添付書類
 - ①埋蔵されることとなる焼骨に係る死亡者の住民票の除票の写し等の生前の住所が確認できる書類
 - ②埋蔵されることとなる焼骨に係る火葬許可証の写し
 - ③申込者と焼骨の関係を証する書類（戸籍謄本等）
- (3) 一般墓地の使用権承継を承継した者で一般墓地を返還し、かつ、焼骨を所持している者
 - 1) 合葬式墓地使用許可申請書
 - 2) 添付書類 別途お問合せください。

提出先	〒292-0838 木更津市潮浜3丁目1番地 クリーンセンター1階 木更津市役所 生活衛生課
-----	---

◎合葬式墓地使用料の納付

使用許可内定時に使用料の納入通知書を送付します。使用料の納付が確認された方から順に、合葬式墓地使用許可証と埋蔵届（様式）を郵送します。

※使用料は銀行または郵便局にて一括納入してください。分割払いはできかねますのでご注意ください。

※埋蔵をお急ぎの方は、納入通知書兼領収書を直接生活衛生課へお持ちください。

【記名板について】

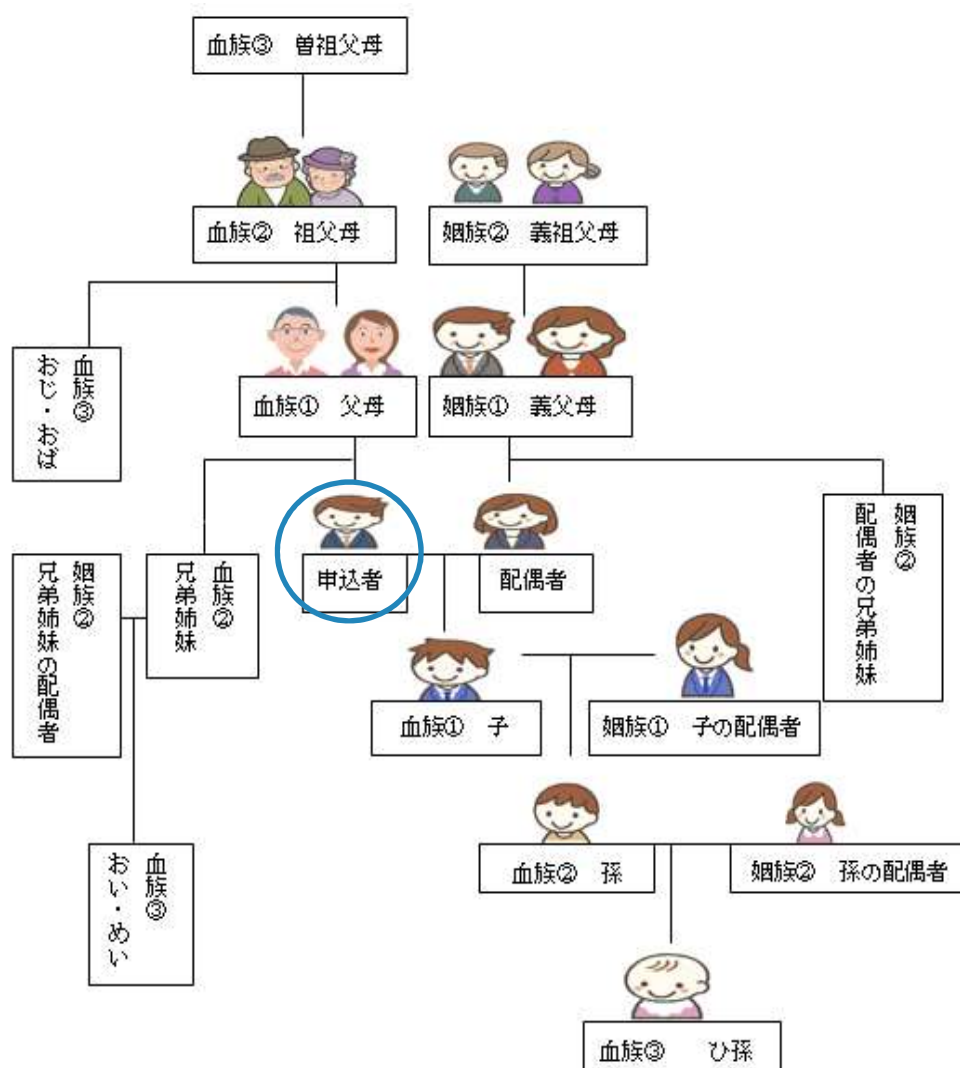
- (1) 記名板ありの方は使用許可決定後、埋蔵届を提出する際に、記名板に掲示するステンレスプレートをお渡しします。その際に木更津市内の名入れ（刻字）業者一覧をお渡ししますので、業者をお選びの際に参考にしてください。
- (2) ステンレスプレートに刻字できるのは、氏名・生年月日・死亡年月日のみです。（戒名不可）
- (2) 刻字したステンレスプレートは、埋蔵日に霊園管理事務所に提出してください。埋蔵日に間に合わない場合は、後日提出してください。

【「規則で定める関係」について】

「規則で定める関係」とは、以下のいずれかの関係にある方を意味します。

- (1) 配偶者
- (2) 3親等以内の血族(養父、養母または養子を含む)
- (3) 2親等以内の姻族

「3親等以内の血族・2親等以内の姻族」の範囲



手続きの流れ(申請～埋蔵)

